

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 三三
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三三
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三三
- 道路の区域を変更する件二件 三三
- 道路の供用を開始する件三件 三三
- 土地区画整理法により換地処分をした旨届出があった件 三三
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件三件 三四
- 公 告**
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 三五
- 福 島 県 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会**
- 福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部を改正する規程 三五
- 漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程 三五
- 正 誤**
- 昭和五十九年三月二十三日付け号外第二十七号中 三五

告 示

福島県告示第百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年三月十八日から同年七月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン二本松インター 福島県二本松市成田町一丁目八一〇番
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称)ヨークタウン二本松インター

福島県二本松市成田町一丁目八一〇番一ほか

(変更後) ヨークタウン二本松インター

福島県二本松市成田町一丁目八一〇番

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 真船 幸夫

福島県郡山市谷島町五番四二号

(変更後) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 真船 幸夫

福島県郡山市谷島町五番四二号

株式会社サンドラッグ

代表取締役 貞方 宏司

東京都府中市若松町一丁目三八番地の一

株式会社大創産業

代表取締役 矢野 靖二

福島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号

- 三 変更した年月日

令和四年二月二十六日

- 四 届出年月日

令和四年三月一日

- 五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により第六條第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年三月十八日から同年四月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月十八日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
鹿島ショッピングセンター 福島県いわき市鹿島町米田字日渡五番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、昭和村土地改良区から令和四年三月二日付けで申請のあった定款の変更について、同月十一日認可した。

令和四年三月十八日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和四年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名 | 区間 | 変更前の 変更後 の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|---------------------|------------------------------------------------|-------------------|-----------------|--------------|
| 県道下松 本鏡石停 車場線 | 岩瀬郡鏡石町不時沼一 一三番地先から 同 郡同 町不時沼一 一三番地先まで | 変更前 変更後 | 一一・〇〇 一一・〇〇 | 四・〇 |
| | | 変更後 | 一一・〇〇 一八・〇〇 | 四・〇 |

(道路計画課)

福島県告示第七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県相双建設事務所で令和四年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年三月十八日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名 | 区間 | 変更前の 変更後 の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|-------------|----------------------------------------------------------|-------------------|-----------------|--------------|
| 県道原町 浪江線 | 南相馬市原町区三島町 一丁目八八番一地先か ら 同 市原町区上町一 丁目六五番二地先まで | 変更前 変更後 | 一一・〇〇 二九・八 | 五六六・〇 |
| | | 変更後 | 一一・〇〇 二九・八 | 五六六・〇 |

(道路計画課)

福島県告示第七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|----------|---------------------------------------------|-----------|
| 一般国道一一四号 | 伊達郡川俣町小綱木字月久保一三番一地先から 同 郡同 町小綱木字沢二番九地先まで | 令和四年三月一八日 |

(道路計画課)

福島県告示第七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和四年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-----|---------|---------|
| | | |

| | | |
|-------------|--------------------------------------|-----------|
| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
| 県道下松本鏡石停車場線 | 岩瀬郡鏡石町不時沼一三番地先から 同 郡同 町不時沼一三番地先まで | 令和四年三月一八日 |

(道路計画課)

福島県告示第百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

福島県知事 内堀雅雄

| | | |
|---------|----------------------------------------------|-----------|
| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
| 県道原町浪江線 | 南相馬市原町区三島町一丁目八八番一地从り 同 市原町区上町一丁目八九番一地从りまで | 令和四年三月一八日 |

(道路計画課)

福島県告示第百七十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第百三条第三項の規定により、富岡町から富岡都市計画事業曲田土地区画整理事業について換地処分をした旨届出があった。

令和四年三月十八日

福島県知事 内堀雅雄

(まちづくり推進課)

福島県告示第百七十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和四年三月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 福島市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県北都市計画下水道事業(福島市流域関連公共下水道)

道)

三 事業認可の年月日 昭和六十二年九月二十九日

四 事業施行期間 (変更前) 昭和六十二年九月二十九日から平成三十四年三月三十一日まで
(変更後) 昭和六十二年九月二十九日から令和九年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 平成二十九年三月二十一日福島県告示第百二十九号の事業地に福島市飯坂町平野字小三郎内、字北、字久根角、字久根際及び字西石堂、北矢野目字壇ノ腰、笹木野字西原、南沢又字古館、字本田及び字道南、下野寺字遠原、町庭坂字町下、字遠原一、字遠原二及び字原中、八島田字大堰場、字上千損田及び字中島、大森字関場並びに田沢字宮ノ前の各一部を加える。

使用の部分 なし

(下水道課)

福島県告示第百七十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和四年三月十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 施行者の名称 桑折町

二 都市計画事業の種類及び名称 県北都市計画下水道事業(桑折町公共下水道)

三 事業認可の年月日 昭和六十三年九月二十七日

四 事業施行期間 (変更前) 昭和六十三年九月二十七日から平成三十四年三月三十一日まで
(変更後) 昭和六十三年九月二十七日から令和九年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

(下水道課)

福島県告示第百八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和四年三月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 国見町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県北都市計画下水道事業(国見町公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 昭和六十三年九月二十七日

四 事業施行期間 (変更前) 昭和六十三年九月二十七日から平成三十四年三月三十一日まで
 (変更後) 昭和六十三年九月二十七日から令和九年三月三十一日まで
 五 事業地 取用の部分 変更なし
 使用の部分 なし
 (下水道課)

公 告

公告第六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第三項の規定により、原町東地区に係る県営農地災害復旧事業(平成二十三年災)の工事は、令和三年七月二十九日完了したので公告する。

令和四年三月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 (農村計画課)

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会告示第三号

福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月十八日

福島県内水面漁場管理委員会
 会長 片 山 亜 優

福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部を改正する規程

福島県内水面漁場管理委員会運営規程(昭和五十九年福島県内水面漁場管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

附 則

この規程は、令和四年三月十八日から施行する。

福島県内水面漁場管理委員会告示第四号

漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月十八日

福島県内水面漁場管理委員会
 会長 片 山 亜 優

漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程

漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程(平成七年福島県内水面漁場管理委員会告示第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十九条並びに第八十六条第四項」を「第八十六条第一項(免許後に条件を付ける場合に限る。)」に改め、「第九十三条第一項(二)の下に「これらの規定を法」を、「第八十八条第四項」の下に「(同条第五項において準用する場合を含む。)」を加え、「で」を「において」に改める。

第四条第一項、第五条第一項及び第三項、第七条、第八条第一項並びに第九条中「第七条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第十条第一項中「第七条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第三項中「第七条第一項」を「第九条第一項」に改め、同項第一号中「当事者等」を「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人」に改める。

第十一条第一項中「第七条第一項」を「第九条第一項」に、「請求者」を「当事者又は参加人」に改める。

第十二条及び第十三条中「第七条第一項」を「第九条第一項」に改める。

附 則

この規程は、令和四年三月十八日から施行する。

正 誤

| | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| ページ | 段 | 行 | 正 | 誤 |
|-----|---|---|---|---|

○昭和五十九年三月二十三日付け号外第二十七号中

| | | | | |
|---|---|-----|----|----|
| 七 | 上 | 後ろか | 規定 | 規程 |
| | | ら一四 | | |